

2020年2月28日

御利用者様
御家族様

社会福祉法人 南湖会
泉嶺ホーム
ボンの山作業所
わんぱくはうす平井園
泉嶺ホーム高石園

新型コロナウイルス感染症拡大防止指針（お願い）

社会福祉事業の利用児者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び感染の拡大を防止する観点から各省の通達に基づき以下の指針にて対応を実施しますのでご協力をお願いします。尚、この指針は、現段階の状況を鑑みて策定したものであり、今後の状況によっては変更することがあります。
(2020/2/25 文部科学省通達・2020/2/24 厚生労働省通達による基準適用)

(利用児者等本人が感染した場合について)

通所利用している利用児者又は職員が感染したことが確認された場合には、臨時休業を行う。臨時休業の期間については、所管と相談し決定します。

感染の確認とは、PCR検査による医師の診断書に基づくものとします。

(利用児者等本人が感染者の濃厚接触者に特定された場合について)

通所利用している利用児者が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、利用停止の措置を取ります。この場合の利用停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

(拡大の防止として)

上記とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、衛生主管部局及び所管と相談し公衆衛生対策として臨時休業を行う場合があります。

(利用時の健康確認等について)

施設を利用するにあたっては、利用児者のご家庭との連携により健康状態の把握及び本人の体温を計測し、37.5度以上の発熱が認められる場合には利用を断る扱いとします。また、過去に発熱が認められた場合であっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとします。

利用中の発熱時や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅にて休養していただけるように徹底します。

以上